

# 認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成制度

## 1. 制度利用の流れ

- ① 条件すべてに該当する方で、軽減を希望する場合は、市に必要書類を添えて申請をしてください。
- ② 市が審査をし、認定された方には認定通知書と認定証（紫色）を、認定されなかった方には不認定通知書を送ります。必ず結果を確認してください。
- ③ 認定された方は、事業所に速やかに認定証を提出してください。
- ④ 認定された方は、軽減した後の家賃等の金額を事業所へお支払いください（後日、軽減した家賃等の金額を、市が事業所へ支払います）。

## 2. 受付期間

新規申請の場合 認知症対応型共同生活介護事業所を利用した月内  
※受付をした月の1日からの認定になります。

更新申請の場合 毎年7月から8月末までに申請が必要になります。

## 3. 申請に必要なもの

- ① 認知症対応型共同生活介護事業所家賃等軽減認定申請書
- ② 預金通帳等の写しについて（配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者の方の分も必要です。）
  - 必ず、記帳をしてください。
  - 預金通帳は、その人の名義のもの全てを提出してください。提出しなかった場合、軽減が受けられない場合があります。
  - 預金通帳等は、原本をお持ちいただいても構いません（市で写しを取ります。）。なお、預金通帳の写しを提出する際は、銀行名・支店名・口座番号・口座名義が分かるページと、最新の残高および直近3ヶ月の取引履歴が分かるページをコピーしてください。
  - 預金通帳等に該当するものは、下記をご確認ください。※定期預金も審査の対象となります。
- ③ 申請者の本人確認ができる身分証
  - マイナンバーカード・運転免許証等

※ 預貯金等に含まれるもの

預貯金等に含まれるもの （資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
信託投資	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

※郵送でも申請を受け付けています。申請者の本人確認ができる身分証については、写しを同封ください。なお、郵送申請の方で決定通知書の送付先について被保険者の住所以外を希望する場合は、送付希望先について一筆添えてください。

#### 4. 申請場所・申請書郵送先・問合せ先

日向市高齢者あんしん課 介護給付係 (1階 12 番窓口)  
883-8555 日向市本町 10 番 5 号 TEL : 0982-52-2111 (内線 2719)

### 認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成制度について

認知症対応型共同生活介護事業所を利用している方で、以下の条件すべてに該当する方に、家賃・食材料費・光熱水費の軽減をします。

#### (1) 対象者

- ・日向市内の認知症対応型共同生活介護を利用している人。
- ・日向市に住所がある人（住民票がある人）。
- ・日向市の被保険者である人。

※短期利用は除きます。

#### (2) 認定条件

1. 非課税世帯であること（配偶者が別世帯である場合、配偶者も非課税であること。）。
2. 本人の前年の課税年金収入+年金以外の合計所得+非課税年金収入（遺族年金・障害年金など）の合計が※80万円以下であること。  
※令和7年8月1日認定から80万9,000円に要件が変更となります。
3. 預貯金等の合計が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下であること。
4. 生活保護被保護者でないこと。
5. 保険料の滞納がないこと。給付制限及び償還払いの措置を受けていないこと。

#### (3) 助成額

1日につき500円軽減します（外泊や入院時は除きます。）。

例：家賃：1日1,000円、食材料費：1日1,200円、光熱水費：1日300円の場合  
(1,000円+1,200円+300円)－500円=2,000円 を事業所に支払うこととなります。

## Q&A

Q. いつから軽減されますか？

A. 軽減対象となった場合、申請をした月の初日から対象となります。申請は軽減を希望する月の末日までに行ってください。もし、希望する月の翌月に申請した場合、軽減を希望する月は軽減対象とならないので、注意してください。

例：令和7年2月1日に入居し、2月から軽減希望の場合

申請日→令和7年2月5日      軽減対象→令和7年2月1日～

申請日→令和7年3月2日      軽減対象→令和7年3月1日～

また、認定証更新の際には、7、8月中にお越しく下さい（事業所へ切替の案内を送付します。）。

Q. 申請は、誰が行ってもいいのでしょうか。

A. 預金通帳等が必要であるため、基本的にご家族の方が申請してください。

Q. 記帳を長らくしていない通帳があります。その通帳を提出してよいですか。

A. 必ず記帳をしてください。ご家族が遠方にいるなどの事情で記帳ができない場合は、申請書の裏面にある同意書に基づき調査を行うので、申請する際にその旨をお知らせください。

Q. 2月に入居したので、2月に申請をし、認定証が届きましたが、3月に事業所へ提示しました。2月分の家賃等は軽減されますか。

A. 提示が遅くなった理由により異なります。

・利用者の失念の場合

→認定証をあらかじめ提示することとなっているため、軽減は受けられません。

・申請理由が月末になったり、市の調査に時間を要したため月を跨いで認定されたため、認定証の提示が遅れた場合

→軽減を受けられますが、事業所に申請中であることを必ず申し出てください。認定証が届き次第、事業所に提示してください。

Q. 認定証を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A. 再発行できます。高齢者あんしん課の窓口までお越しく下さい。窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証等）が必要です。ご家族又は事業所の方がお手続きできます。

Q. 申請したときは課税世帯だったので軽減を受けられませんでした。税の申告をし、非課税世帯になりました。軽減対象とはなりませんか。

A. 軽減対象となりますが、申請が必要です。

軽減対象外→軽減対象となる場合は、申請した月の初日から軽減対象となります。

軽減対象→軽減対象外となる場合は、軽減対象外となった事由が発生した月の翌月から対象外となります。

後日、通知書を送るので、必ず事業所に提示してください。なお、認定された方には通知書と併せて認定証を送ります。

Q. 預金通帳等の提示について、個人情報の観点から見せたくありません。

A. 軽減認定の要件のひとつとなっているため、提示をお願いします。提示しない場合は、認定することができません。